

## 第 5 回宇都宮市水道事業懇話会 議事録

日 時

平成 1 5 年 7 月 2 3 日 ( 水 ) 午後 3 時 30 分 ~ 午後 5 時

会 場

宇都宮市水道局 3 階会議室

出席者

- ・ 委 員：赤塚朋子，石井晴夫，板倉世典，臼井佳子，大和田初子，木村由美子，  
佐藤栄一
  
- ・ 市 側：水道局長，水道局次長，総務課長，営業課長，配水課長，給水課長，  
漏水対策課長，建設課長，事務局職員

傍聴者数

な し

会議経過

### 1 開 会

### 2 懇 話

#### ( 1 ) 平成 14 年度決算の状況について

事務局より，会議資料「平成 14 年度宇都宮市水道事業会計決算の概要」に基づき，平成 14 年度決算の状況を説明する。

座 長：資料中の「3．経営状況(1)損益収支の状況」を見ると，平成 14 年度は固定資産売却益が大幅に増加したのが特徴のようである。また，その下の表「1 m<sup>3</sup>当りの供給単価及び給水原価」を見ると，供給単価の減少額 4 円 19 銭よりも給水原価の減少額 6 円 03 銭の方が大きく，収益の減少以上にコスト削減に努めたことがわかる。

ただ，企業債を新たに 11 億円発行し，企業債償還金が 28 億円，企業債利息も 28 億円かかっており，これらを合わせた企業債元利償還金は料金収入に対して 55%にもなり，厳しい状況にある。今後料金収入が減少していくことが見込まれる中で，企業債をどう償還していくかは大きな課題である。これは水道事業だけでなく，地下鉄事業など大規模な施設を多く抱える資本の大きな事業に共通の問題である。

また，前回話題になったが，損益収支の純利益は減債積立金に積み立て，資本的収支の企業債償還金に充当しており，収支均衡の状態となっている。

それでは，自由な議論をお願いしたい。

A 委員：二点伺いたい。一点は，損益収支の総費用の「源浄水費・配水費」が減少しているが，その理由を伺いたい。

もう一点は，湯西川ダム建設はいつまで負担金を支払うのか教えてほしい。

事務局：一点目の「源浄水費・配水費」が減少した最大の要因は，栃木県企業局との協議により同局からの受水の単価が下がり，この結果，受水費総額が約1億9千万円減少したことによる。また，給水量の減少により，薬品費や動力費なども減少している。

二点目の湯西川ダム建設の負担金の支払期間については，昭和60年度から平成23年度までの予定である。この事業は，国（国土交通省）の直轄事業であるので，国に負担金を支払っている。

座長：湯西川ダム建設の費用負担の割合はどのようになっているか。

事務局：負担割合は，利水量等により決まり，治水としての公共費が39.7%，水道水や工業用水としての都市用水が57.2%，農業用水が3.1%となっている。都市用水57.2%の内訳は，宇都宮市の水道水が8.7%，千葉県の水道水が21.6%，茨城県の水道水が20.3%，千葉県の工業用水が6.6%となっている。したがって，宇都宮市が52,700m<sup>3</sup>/日を取水するが，このためのダム建設の負担割合は8.7%である。

座長：湯西川ダム建設の総額はいくらか。

事務局：建設総額は880億円の予定で，宇都宮市の負担金総額は76億5,600万円である。なお，宇都宮市が支払う負担金の財源として，3分の1が国庫補助金，3分の1が一般会計出資金として入るので，水道局の負担は残り3分の1となっている。

座長：ほかに決算についての質問や意見はないだろうか。

では，ないようなので，次の議題の財政構造改革に移りたい。

## （2）財政構造改革について

事務局より，下記の会議資料に基づき，前回の意見や協議の内容を踏まえての修正点や，前回会議で資料提供の要請のあった水道料金の徴収状況を説明する。

「『第2次財政構造改革の推進について（案）』に対する意見とその反映について（案）」

「『第2次財政構造改革の推進について（案）』の変更点について」

「第2次財政構造改革の推進について（案）」

参考資料1「水道料金の徴収方法について」

座長：前回に引き続き財政構造改革の協議をするが，本日でまとめることとしたい。

事務局より，前回の会議で各委員から出された意見をどのように計画内

容に反映したか、またそれらによる変更点が示されている。それから、水道料金の口座振替や窓口納付の状況が説明された。

質問や意見をお願いしたい。

座長：水道料金を滞納した場合、どのくらいの期間で水道水を止められてしまうのか、伺いたい。

事務局：滞納した場合、3回にわたり催告通知を発送し、その後3回直接訪問し料金徴収を行う。それでも、納付されなければ給水を停止するので、期間として120日間程度になる。

座長：平成14年度の実績として、何件くらいの停水を実施したか。

事務局：停水の対象は月400件程度になるが、最後まで納付されず停水執行したのは月200件程度で、年間では1,000件を超えるくらいになる。滞納の主な要因として、料金未納のまま水道局に連絡しないで市外へ転出してしまうケースが多く、この対策に苦慮している。

座長：3回にわたる督促状の郵送費用や、その後3回直接訪問など、相当収納コストがかかっていると思われるが、そこまで実施して、費用対効果があるのか。

事務局：コスト計算はしていないが、真面目に料金を納付している市民との不公平を解消する意味でも、滞納対策に努めている。

B委員：しっかりコスト分析すべきだ。これからの地方自治は住民の自治意識が不可欠なのだから、滞納者にしっかりと自覚を持ってもらう必要がある。いくら経費節減して経営努力しても、料金滞納が多いのでは無駄になってしまう。真面目に料金を納付している人が損をしないように、不公平感をなくしてほしい。

事務局：福祉的な観点から貧困世帯に配慮しながらも、滞納者に対しては自覚を促していきたい。

C委員：料金未納の原因として、学生の卒業や入学による3、4月の住所異動が多いことがあるのではないか。

事務局：ご意見のとおり、3、4月は学生だけではなく企業の転勤などにより、住所異動が多いので、この時期に未納のまま転出しないよう対策に努めているところである。

座長：郵便局での徴収手数料は利用者が負担しているのに、コンビニエンスストアでの徴収手数料は水道局が負担するようになっている。後者も利用者負担として、不公平の解消を図れないか。

事務局：このような実施方法は、本市だけでなく、全国のほとんどの水道事業体に共通であるが、ご指摘のような不公平の解消が何とかできないか研究していきたい。

D委員：口座振替にすればうっかり忘れるということもなくなるので、口座振替を推進すべきだと思う。

- 事務局：口座振替を積極的に推進しているが、法的な権限がないので強制できないのが悩みである。また口座振替にしても、残高不足で水道料金を引き落とせないケースが、月 2,000 件程ある。昨今の経済状況を反映しているものと思われる。引き落とし日が毎月 12 日で他の公共料金より時期が遅いのも、残高不足になる一つの要因と思われる。今後、この改善策を検討していきたい。
- B 委員：私の所属する団体の会費は、納付期限を過ぎた場合、割増となるように設定している。水道局でも参考にしてほしい。
- 事務局：全国の中核市を調査したところ、延滞金を徴しているところが 2 市あったが、その実施方法を聞くと色々問題もあり、そのまま取り入れるのは困難なようである。今後、さらに研究していきたい。
- B 委員：コンビニエンスストアでの料金納付が増加するとコストの手数料も増加し、料金の値下げが難しくなってしまう。サービス向上と経営の効率化のバランスが難しいところである。
- 事務局：料金納付のサービス向上策として、現在、現行の 2 ヶ月毎の料金納付から毎月納付への移行も検討しているところである。2 ヶ月毎だと納付月とそうでない月の負担に大きな差が生じている。しかし、毎月になれば、納付書の発送費用などが二倍になり、コストも増加する。多様な利用者ニーズへの対応と、コスト縮減のバランスが難しいところである。
- C 委員：2 ヶ月毎の料金納付では、忘れがちな人もいるのではないかと思う。
- B 委員：口座振替での納付者は料金を安くするなどの収納向上策を考えるべき。
- 事務局：収益の向上のため、新しい方法を色々研究する必要があると考えている。
- B 委員：企業債残高の多い状況は何とかならないか。一般の民間企業でこれだけ企業債があったら倒産してしまう。水道事業は独占事業なので料金収入がある程度確実に見込めるから償還の目途も立つのだと思うが。
- 事務局：前回も話したとおり、低利への借り換えや繰上償還などを国へ要望しているところである。
- 座長：前回、何人かの委員から意見が出されたペットボトル水の販売については、水道事業においては法的に附帯事業に制限があるため難しいとのことだが、電力やガスも従来は法的規制があったものの法改正で規制が撤廃され色々な事業が出来るようになった。国鉄に対しても民業圧迫を理由に従来は法的規制があったが、現在は無くなっている。このように公益事業に対する規制が緩和されてきたのは、「需要家保護」による顧客の利便性向上のためである。ペットボトル水の販売は、顧客の利便性向上になる。現在公益事業で規制があるのは水道事業と郵政事業だけであるので、他の事業と同様に、顧客の利便性の向上を理由として、規制緩和がされるよう、日本水道協会を通じて国へ法改正を働きかけるべきである。是非、本懇話会の委員の意見を集約し、宇都宮市から国へ発信して

ほしい。

E 委員：第2次財政構造改革はその進捗などを外部評価されるべきだと思うが、今後、どのような形で評価されるのか伺いたい。

事務局：公募の市民や学識者などで構成する、行政改革の進捗を管理を行う第三者委員会でチェックを受けることになる。

座長：水道局のような公営企業は市の監査委員の監査を受けるのか。

事務局：監査の対象であり、決算審査や定例監査のほか、毎月の例月検査を受けている。

座長：ほかに財政構造改革についての質問や意見はないだろうか。

では、ないようなので、次に参考資料2の「公の施設の管理に関する制度の改正」と参考資料3の「地方独立行政法人法の概要」に移りたい。

### (3) その他について

事務局より、下記の会議資料に基づき、前回会議で資料提供の要請のあった公の施設の管理の改正内容と地方独立行政法人法の概要を説明する。

参考資料2「公の施設の管理に関する制度の改正」

参考資料3「地方独立行政法人法の概要」

座長：公の施設の管理に関する制度の改正により、自治体における施設の管理運営に関して色々な方法が選択できるようになる。

事務局：わかりやす事例としては、スポーツ施設の管理運営が挙げられる。従来では公的団体でないと管理運営できなかったものが、これからは民間企業に任せ、民間のノウハウで従来よりも安価でしかも魅力あるスポーツ施設の運営を行うことも可能になる。

F 委員：行政側としては、この制度改正によって期待するのは、効率性の向上か。

事務局：そのとおり、経費削減による効率性を期待する。現在、施設管理などを委託している財団などは、給与体系が行政に準じているため、大幅なコスト削減が期待できないのが実情である。

座長：全国の水道事業体で地方独立行政法人を適用しようというところはあるか。

事務局：現在のところ、そのような水道事業体は聞いていない。

C 委員：独立行政法人になれば自由な裁量が増えるが、その分成果を求められる。適用するか否かは、それぞれのメリット、デメリットをよく精査して考えるべきである。

座長：「公の施設の管理」と「地方独立行政法人」以外でも結構なので、自由な意見交換をお願いしたい。

- F 委員：ペットボトルウォーターの販売は良いアイデアだと思う。現行では附帯事業には法的な縛りがあるようだが、何とか上手くやってほしい。
- 事務局：自己責任の時代であるので、何とか知恵を絞りながら上手く実施できる方法を考え収益の向上に努めていきたい。
- F 委員：収益の向上だけでなく、宇都宮のおいしい水の PR にもなるので、勇気を持ってやってほしい。宇都宮市のアイデアが「日本初」となるように頑張してほしい。
- 事務局：現行の規制を回避する方法として、構造改革特区の利用もある。群馬県では原水がきれいなので塩素滅菌をしない水道水を特区で申請しようとしている。新規事業の研究はまだ始めたばかりなので、色々な制度を研究しながら実現していきたい。
- 座長：市販のミネラルウォーターの水質検査はどのように行われているか。
- 事務局：食品衛生法に基づき実施されている。
- F 委員：ペットボトル自体は環境の観点からは減らすべきである。だから、宇都宮市ではリサイクルビンで水を販売してはどうか。
- 事務局：本来水道水は蛇口から飲むものであり、またペットボトルの回収には多額の費用がかかるので、水道局としてもペットボトルでの水の提供には慎重になっているところがある。
- C 委員：市内の特定の場所にタンクを設置し、そこから水を取れるようになると良いと思う。
- 事務局：市内のスーパーマーケットで、水道水を浄水器で浄水するなどして付加価値を付けて販売しているところがある。専用の容器も販売している。このような方法を参考にする必要もあるのかもしれないと考えている。また、浄水器メーカーが、浄水器販売のために水道水の安全性について市民の不安を煽るような広告を出している。水道水の安全性をよく PR しなければならないと考えている。
- E 委員：先日焼酎を飲んでいたら、そのビンのラベルに、水や氷で割る場合は、水道水ではなく、市販の水や氷を使用するよう記載されていた。こういふことで、水道水がおいしくない印象を持たれてしまうのだと思う。
- B 委員：カクテルのまちとして、カクテルに宇都宮市のおいしい水道水やその氷が使用されるように売り込んではどうか。店側も水道水であれば原価が安く済むので喜ばず。
- F 委員：ギョーザ店がギョーザの皮を作る際にも宇都宮の水道水が使用されるように売り込んではどうか。
- D 委員：市内のギョーザ店に宇都宮のおいしい水道水のステッカーを貼らせてもらい宣伝すると良いのではないか。色々な宣伝方法を考えるべきだ。
- B 委員：今アイデアが出たように、宇都宮のまちづくりと連携しながら、上手く売り込みをしていくと良いと思う。是非、「日本初」というアイデアを

出してほしい。

A 委員：水道水はおいしくないというのが利用者に定着してしまっているが、宇都宮の水道水はおいしいのだから、蛇口から飲むよう促進すべきだ。ただ、公共施設で行われる会議などではその場で蛇口から水道水を飲むことはできないから、そのような場合は、ペットボトルにした水道水を利用してもらい、おいしい水をPRすると良い。地域の人々が誇りを持って、宇都宮の水道水を飲めるようになりたいと思う。

座長：様々なアイデアが出されたので、効果的な水道水の利用促進策を考えてほしい。

財政構造改革についての議論は、これで終了としたい。

座長：それでは、事務局より、次回（第6回）の日程などについて連絡してほしい。

事務局：次回（第6回）の開催は、10月下旬から11月を予定している。懇話の議題については、8月から10月にかけて策定する上水道基本計画実施計画と、現在検討を進めている水道局と下水道部の一元化の概要を取り上げさせていただきたい。また、各委員が希望する議題があれば取り上げるので、後日送付するアンケート用紙に回答いただきたい。

### 3 閉会